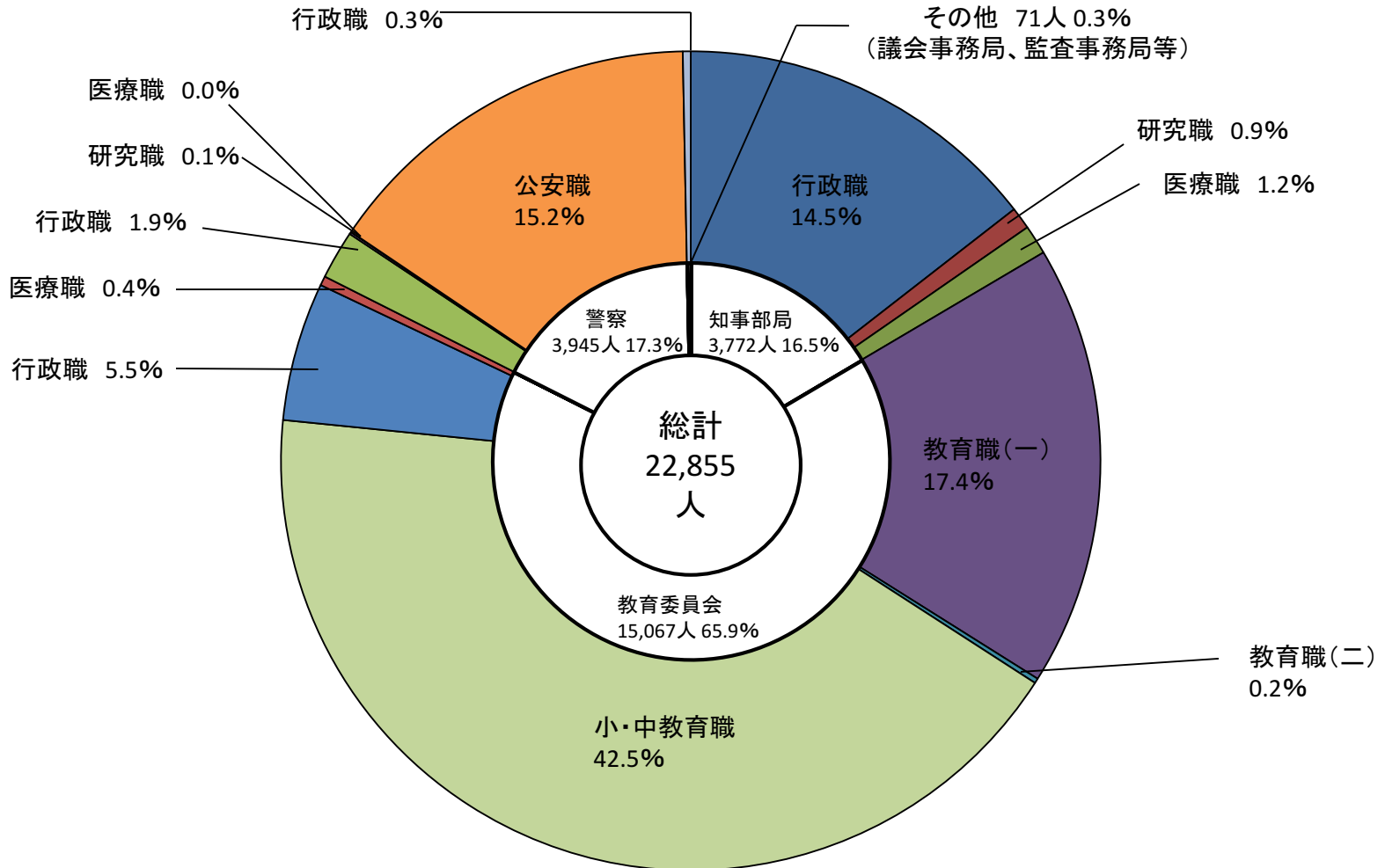


# — 給与勧告制度の仕組み —

平成25年10月  
岡山県人事委員会

# 給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員22,855人です。  
(平成25年4月1日現在)



# 人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

## 民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上【県内274事業所抽出】

### 事業所別調査

給与改定や  
雇用調整等  
の状況

ボーナス  
昨年8月から  
本年7月まで

### 従業員別調査

4月分給与  
約8,800人を対象

県職員の特別給の支給月数と  
民間の特別給の支給割合を比較

## 職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:22,855人】

職員給与(行政職)と民間給与を比較  
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を  
比較(ラスパイレス方式)

情勢適応の原則  
(民間準拠)

給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

# 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

